

紹介していました。シュンペーターで思い出すのは、私が新採のときに、当時の齋藤伊太郎市長から受けた研修での講話です。齋藤市長は、新採の私たちに次のような質問をしました。ブレーキのない車とブレーキのある車はどちらが速く走れるかというシュンペーターの有名なレトリックです。私たちに選択させて手を挙げさせました。そして、車はブレーキがなければとめられないから、アクセルを踏めないで車ではなくなる。ブレーキという言葉だけで車という乗り物の本質を見失ってはいけないというお話をされました。

社説の一部を紹介します。「シュンペーターが定義した『イノベーション』という概念は、技術革新という狭い意味の略語では本質を捉え切れない。新技術の発明に限らず、さまざまな生産要素や生産手段を従来とは異なる形で結合し、新たな商品や組織を創造して社会に変革を起こす、多様な試みを指す。私たちの身近にも変革の種はある」。そして、こう結んであります。「第二次世界大戦時の英首相チャーチルは、『悲観主義者は、あらゆる好機の中に困難を見出す。楽観主義者は、あらゆる困難の中に好機を見出す』という警句を残した。戦後日本は、変革を重ねて成長した。政治は福祉を充実させ、労使は協調し、社会の安定を保ってきた。1964年の五輪は、その一里塚だった。国民各層が知恵を出し合い、政治が適切な政策を実行すれば、次の時代もきっと、問題解決の道を歩んでいけるはずだ」。

国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会、ソサエティー5.0を世界に先駆けて実現していくことを目指しています。

これは、地方にとってこそ重要なことです。日本の課題は私たちの足元にあります。本市の

課題解決や新たな産業の創出などのために、ソサエティー5.0で人とモノをどう結びつけ、人と人がどう結びつき、どのようにコトにつなげていくのかを研究しなければなりません。そのために、研究者や企業の専門家の協力を得ながら、実現に向けた構想や施策の検討を急ぎ、市民の皆様の意見を広くお聞きし、試行する準備を急ぎたいと思います。

私は、令和2年度も今と未来の「みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井」の実現のため、市民の皆様とともに手綱を緩めることなく挑み続けます。

市議会議員の皆様、そして市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます、施政方針とさせていただきます。

なお、令和2年度の事務事業については、お届けしております予算書等をごらんいただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴、まことにありがとうございます。

○平 進介議長 ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

午前 11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○平 進介議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、寒河江 忠農業委員会会長から早退させてほしい旨の申し出がありましたので、ご報告いたします。

日程第4 報告第1号 寄附採納の報告について

○平 進介議長 次に、日程第4、報告第1号 寄附採納の報告についての1件を議題といたします。

報告を受けることといたします。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 報告第1号 寄附採納の報告についてでございます。

平成31年1月から令和元年12月までに寄附を受けた物件、金員等の内容につきましては、お手元の報告のとおりでございます。

このうち一般寄附につきましては67件、心のまちづくり基金につきましては5件、26万3,800円、地域福祉基金につきましては4件、127万円、文教の杜運営基金につきましては寄附はございませんでした。ふるさと応援基金につきましては2万9,535件、4億2,941万1,633円の寄附がございました。

ご寄附いただきました皆様に対して、厚くお礼を申し上げます。

なお、いただきました物件、金員等につきましては、寄附の目的に沿って活用させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○平 進介議長 報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、これで報告を終わります。

日程第5 議案第10号 権利の放棄 について外38件

○平 進介議長 次に、日程第5、議案第10号 権利の放棄についてから日程第43、議案第9号

令和2年度長井市下水道事業会計予算までの39件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第10号 権利の放棄についてご説明申し上げます。

本案は、長井市営住宅の使用料の未収金に係る権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりご提案申し上げます。

次に、議案第11号から議案第14号までは、いずれも指定管理者の指定についての議案でございますので、一括してご説明申し上げます。

議案第11号では、長井市「文教の杜ながい」の管理について、一般財団法人文教の杜ながいを、議案第12号では、長井市致芳児童センターの管理について、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を、議案第13号では、長井市観光交流センターの管理について、一般財団法人置賜地域地場産業振興センターを、議案第14号では、長井市パークゴルフ場の管理について、のがわクラブを、それぞれ指定管理者に指定するためご提案申し上げます。

続きまして、議案第15号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市都市再生整備計画に基づく市道本町西1号線の延長による終点の変更及び道路新設工事の完了に伴う2路線について市道路線の認定をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第16号 市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案は、長井市都市再生整備計画に基づく市道本町西1号線の延長による終点の変更に伴い市道路線の廃止をいたすため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第17号 長井市森林環境譲

与税基金条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、森林環境譲与税の創設に伴い、森林整備事業を促進する諸施策の財源を確保する基金を設置いたすため、ご提案申し上げます。

議案第18号 長井市いじめ防止対策の推進に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法の規定により、本市のいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を定めるため、ご提案申し上げます。

議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため、ご提案申し上げます。

議案第20号 長井市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第21号 長井市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第22号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第23号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をいたすとともに、識見を有する者のうちから専任された監査委員報酬の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第24号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、山形県国民健康保険運営方針に従い、国民健康保険税の算定方式を4方式から3方式に改正をいたすとともに、あわせて税率の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第25号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の誤りについて、官報正誤による訂正手続が行われたことに伴い、所要の規定の整備をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第26号 長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第27号 長井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第28号 長井市斎場の設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、斎場使用料につき原価及び近隣市町の状況に鑑み、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第29号 長井市河川公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、最上川こいで河川公園を長井市河川公園として開設するに当たり、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第30号 長井市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第31号 長井市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第32号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が導入されたことに伴い、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

議案第33号 令和元年度長井市一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から4億9,525万7,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ182億7,357万6,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、国の補正予算受け入れに係る事業費を措置し、市税の減収とこれを補填する市債を計上いたすとともに、不足が見込ま

れる扶助費を増額いたしました。

また、事業確定に伴う事業費の変更、財源更正により公共施設整備基金からの繰入金を減額いたすものでございます。

第2条から第4条までは、それぞれ第2表、第3表、第4表のとおりとし、第5条につきましては条文のとおり補正いたすものでございます。

続きまして、議案第34号 令和元年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に536万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,790万9,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、平成30年度普通交付金の返還による補正、決算見込みによる歳入歳出の補正及びそれに伴う歳出の財源内訳を変更いたすものでございます。

議案第35号 令和元年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から3,330万円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,489万5,000円といたすものでございます。補正の内容でございますが、消費税の確定申告による公課費不用額を減額補正いたすとともに、下水道事業における委託料等及び長期債利子の確定による減額並びに追加補正が確定した事業費の財源変更をいたすものでございます。

また、これらの補正の充当財源といたしまして、国庫補助金を増額いたすとともに、一般会計繰入金、下水道事業債を減額いたすものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、第2表のとおり定めるものでございます。

議案第36号 令和元年度長井市農業集落排水

事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から200万円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,862万9,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、工事請負費等の不用見込み額を減額いたすとともに、歳入において減収見込みとなりました農業集落排水使用料を減額し、一般会計繰入金を増額補正いたすものでございます。

議案第37号 令和元年度長井市介護保険特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に475万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,831万8,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、保険給付費の介護サービス間での組み替え及び介護給付費準備基金積立金を増額いたすものでございます。

これらの財源といたしまして、国庫支出金を増額いたすものでございます。

議案第38号 令和元年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から4,196万1,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,375万2,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、特定地域生活排水処理事業における浄化槽設置事業量の確定に伴い、国庫補助金のほか工事分担金、使用料、県補助金及び起債を減額いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、浄化槽管理費に係る委託料、浄化槽事業に係る工事請負費及び長期債利子の利率確定に係る利子を減額

いたすものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、第2表のとおり定めるものでございます。

議案第39号 令和元年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に390万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,357万1,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、後期高齢者医療保険料の収入増額見込みによる補正、保険料軽減額の確定に伴う繰入金及びそれに伴う後期高齢者医療広域連合給付金の補正をいたすものでございます。

続きまして、議案第1号 令和2年度長井市一般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ207億5,600万円と定めるものでございます。

まず、第1表の歳入でございますが、1款市税につきましては、市民税で個人分の伸びを見込みましたが、法人分では減少が見込まれるほか、固定資産税の減少等も考慮し、31億4,243万3,000円といたしました。

7款地方消費税交付金は、消費増税分の交付を見込んで6億5,800万円とし、10款地方交付税は、地方財政計画をもとに42億8,000万円と推計いたしました。

14款国庫支出金は24億2,075万5,000円、15款県支出金は9億8,385万4,000円を計上いたしております。

17款寄附は5億5,501万1,000円、18款繰入金はふるさと応援基金などから9億8,343万3,000円を計上いたしております。

建設事業費等に充てる21款市債は66億5,590万円でございます。

次に、歳出でございます。

1 款議会費に 1 億9,316万8,000円を計上し、新庁舎の整備やふるさと納税事業などを行う 2 款総務費に70億1,553万7,000円、保育所等整備の補助事業や子育て支援医療給付事業などを行う 3 款民生費に47億282万9,000円、各種健診や予防接種などに加え、公立置賜長井病院整備事業の補助金を含む 4 款衛生費に13億6,977万9,000円を計上いたしました。

5 款労働費に4,584万9,000円、農地整備や 6 次産業化などを行う 6 款農林水産業費に 6 億2,152万4,000円、地域連携DMOの支援や人材誘致育成事業などを行う 7 款商工費に 4 億7,505万8,000円、道路や橋りょうの維持・改良、都市計画事業などを行う 8 款土木費に16億868万1,000円を計上いたしております。

9 款消防費に 6 億8,629万7,000円、学校教育の充実や市民文化会館の改修、学校給食共同調理場の整備事業を行う10款教育費に27億6,571万5,000円を計上したほか、12款公債費には12億4,156万2,000円を計上いたしました。

また、第2条から第5条までにつきましては、それぞれの条文のとおり定めるものでございます。

議案第2号 令和2年度長井市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,426万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税として5億1,975万3,000円、県支出金として16億9,240万1,000円、一般会計繰入金として1億5,130万円を見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費として16億7,402万3,000円、国庫事業費給付金として7億1,431万2,000円、保健事業費として4,102万円を計上いたすものでございます。

第2条につきましては、それぞれの条文のと

おり定めるものでございます。

議案第3号 令和2年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,918万9,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金6,157万2,000円、財産収入5万円、繰入金9,756万7,000円を見込み計上いたすものでございます。

歳出につきましては、山形鉄道助成費7,513万9,000円、基金積立金8,405万円を計上いたすものでございます。

続きまして、議案第4号 令和2年度長井市訪問看護事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,309万円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、療養費交付金1,687万5,000円、利用料203万円、一般会計繰入金1,407万6,000円などを見込み計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、訪問看護ステーション運営業務負担金などの事業費で3,309万円を計上いたすものでございます。

議案第5号 令和2年度長井市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,216万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料6億3,982万5,000円、国庫支出金8億1,968万円、支払基金交付金8億7,392万7,000円、県支出金4億8,730万7,000円のほか、一般会計及び基金からの繰入金などを見込み計上したものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費3,400万8,000円、保険給付費31億2,566万2,000円、地域支援事業費2億188万6,000円などを計上いたすものでございます。

第2条につきましては、条文のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第6号 令和2年度長井市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,507万5,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料2億6,164万5,000円、一般会計繰入金1億300万5,000円を計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合給付金3億5,948万3,000円を計上いたすものでございます。

議案第7号 令和2年度長井市宅地開発事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ66万5,000円と定めるものでございます。

歳入といたしましては、財産運用収入1,000円、宅地開発基金繰入金66万4,000円を見込み計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、宅地開発総務管理費66万5,000円を計上いたすものでございます。

議案第8号 令和2年度長井市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業総収益として6億9,488万3,000円、事業総費用として前年度対比2.4%減の6億1,195万円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入として企業債1億8,000万円、国庫補助金2,230万円、資本的支出とし

て建設改良費2億8,663万8,000円及び企業債償還金2億7,845万9,000円と定めるものでございます。

差し引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、利益剰余金をもって補填するものでございます。

第5条から第9条までにつきましては、それぞれ条文の定めるとおりでございます。

続きまして、議案第9号 令和2年度長井市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、主な事業収益として、第1款公共下水道事業収益では下水道使用料3億155万7,000円、一般会計負担金1,008万3,000円を計上し、収益的収入は第1款から第4款まで合わせて総額9億3,059万3,000円、収益的支出は維持管理費等を計上し、第1款から第4款までを合わせて総額9億1,273万6,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、主な資本的収入として、第1款公共下水道事業では国庫補助金4,000万円、一般会計補助金2億7,386万1,000円を計上し、資本的収入は第1款から第4款まで合わせて総額6億2,682万8,000円、資本的支出は建設改良費等を計上し、第1款から第4款まで合わせて総額10億813万6,000円と定めるものでございます。

差し引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当該年度損益勘定留保資金をもって補填するものでございます。

第5条から第10条までにつきましては、それぞれの条文のとおり定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○平 進介議長 提案者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、日程第5、議案第10号から日程第27、議案第32号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案23件につきましては、所管する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第5、議案第10号 権利の放棄についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第6、議案第11号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第7、議案第12号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第8、議案第13号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第9、議案第14号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第15号 市道路線の認定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第16号 市道路線の廃止についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第17号 長井市森林環境譲与税基金条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第18号 長井市いじめ防止対策の推進に関する条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第20号 長井市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第21号 長井市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第22号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第23号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第24号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第25号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第26号 長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第22、議案第27号 長井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第28号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第24、議案第29号 長井市河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第25、議案第30号 長井市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第26、議案第31号 長井市定住促

進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第27、議案第32号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第28、議案第33号から日程第43、議案第9号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案16件につきましては、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第28、議案第33号 令和元年度長井市一般会計補正予算第8号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第29、議案第34号 令和元年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号から日程第34、議案第39号 令和元年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの6件について、一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第35、議案第1号 令和2年度長井市一般会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第36、議案第2号 令和2年度長井市国民健康保険特別会計予算から日程第41、議案第7号 令和2年度長井市宅地開発事業特別会計予算までの6件について、一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第42、議案第8号 令和2年度長井市水道事業会計予算及び日程第43、議案第9号 令和2年度長井市下水道事業会計予算の2件について、一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第5、議案第10号 権利の放棄についてから日程第27、議案第32号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの一般議案23件は、別紙付託表のとおり所管する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。日程第28、議案第33号 令和元年度長井市一般会計補正予算第8号から日程第43、議案第9号 令和2年度長井市下水道事業会計予算までの予算議案16件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案16件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することにいたします。

散 会

○平 進介議長 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時43分 散会